

一般財団法人 臨床試験支援財団 旅費・謝金等に関する規程

（目的）

第 1 条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団（以下、「本財団」という）の会合及び各委員会業務の遂行に要する旅費（交通費、宿泊費、日当等）、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

（対象）

第 2 条 本規程は、本財団理事・監事・評議員、及び本財団の各委員会の委員、タスクフォース、アドバイザーが、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

（交通費）

第 3 条 交通費については以下のとおりとし、事前に必要な情報を本財団事務局に提出し、理事長の了承を得るものとする。ただし、会合の開催は、その目的に応じて時間帯や方法（集会、Web、mail 等）を工夫し、可能な限り節約するものとする。

- 1) 対象となる者の出発地（自宅もしくは職場）から会合又は各委員会業務を遂行する場所（以下、現地という）までの公共交通機関の往復運賃とする。
- 2) 距離が 100km を超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的もしくは経済的に最も合理的な経路及び方法により本財団事務局が算出する。
- 4) 航空機の利用は、原則として鉄道で 4 時間以上かかる場合に認める。ただしエコノミークラスとし、必ず領収書を提出する。パック料金の場合も、エコノミークラス運賃及び本規程第 4 条に基づく宿泊費の組み合わせを上限とし、同様に領収書を提出する。
- 5) 対象者が前後に他の目的の出張を兼ねている場合で、その目的地が現地と出発地との距離より短い場合には、片道はその間の実費とする。
- 6) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、理事長が決裁するものとする。

（宿泊費）

第 4 条 宿泊費については以下のとおりとし、事前に必要な情報を本財団事務局に提出し、理事長の了承を得るものとする。

- 1) 本規程に定める会合や担当業務の遂行のために、出発地を 7 時前に出発する必要がある場合、もしくは 22 時以降の帰還となる場合
- 2) 領収書を提出して、上限 15,000 円/泊（税、サービス料を含む）の範囲で

実費精算する。

- 3) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、担当の理事より、上限の引き上げを提案し、理事会の決議を経て、評議員会の承認により変更することができる。
- 4) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、理事長が決裁するものとする。

（謝金）

第5条 本規程に定める会合や担当業務遂行のための謝金は認めない。ただし、本財団主催の研修会等において、本財団の役員以外が講師・座長等を務める際には、別に定める基準を参考に、担当の理事より提案し、理事会の決議を経て、評議員会の承認により、謝金を支払うことができる。

（「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」の参加費の免除及びその他の待遇）

第6条 第2条の対象者は本財団が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議（以下、「CRC あり方会議」という）」の参加費を免除することができる。ただし、参加費を免除する場合には、認定 CRC 等の取得・継続に必要なポイントの付与、一般演題登録、ワークショップへの参加登録等を行うことはできない。

2. 運営委員が担当する CRC あり方会議に参加する際の待遇は、同年度のプログラム委員と同様の待遇とする。ただし、本規程第4条1) に該当する場合等、必要に応じて会議の前泊及び後泊を可能とする。

（その他の経費）

第7条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本規程に定める会合や担当業務の遂行における日当については、一律1,500円とする。
- 2) 理事会及び評議員会の議事録を作成・監査する者には負担軽減手当として1回あたり1,000円を支払い、議事録郵送に係る費用が発生した際はこの手当から充当するものとする。
- 3) 本規程に定める会合や担当業務の遂行が食事の時間帯に及ぶ場合は、必要に応じて軽食等を経費で用意することができる。

（経費支給の差し控え）

第8条 第2条の対象者が、経費支給の辞退を申し出た場合には、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条による経費の支給を差し控えることができる。

（規程の変更）

第9条 本規程の改定は、理事会が起案し、評議員会の承認を得て行うものとする。

- 附則 1. 本規程は 2018 年 2 月 26 日よりこれを施行する。
附則 2. 本規程は 2018 年 9 月 1 日よりこれを施行する。
附則 3. 本規程は 2020 年 7 月 13 日よりこれを施行する。
附則 4. 本規程は 2021 年 6 月 18 日よりこれを施行する。
附則 5. 本規程は 2022 年 3 月 22 日よりこれを施行する。
附則 6. 本規程は 2022 年 12 月 21 日よりこれを施行する。
附則 7. 本規程は 2024 年 3 月 25 日よりこれを施行する。
附則 8. 本規程は 2024 年 6 月 7 日よりこれを施行する。

<修正履歴>

変更日	変更箇所	変更内容	変更理由	備考
2024/12/18	第 9 条	規程類の表現方法の標準化	業務効率化のため	
	附則	「規定」を「規程」に変更	誤記訂正	
2025/10/8	名称	「宿泊費」は「旅費」に含まれるため、削除	記載整備	適用は 2026 年 1 月 1 日～
	第 3 条 4	航空機の利用は、原則として鉄道で 4 時間以上かかる場合とし、エコノミークラスに限定した	より明確な記載とした	
	第 1～8 条	より適切な表現に変更	記載整備	